

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年6月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250605	土屋佳男	愛知県名古屋市区西枇杷島三丁目1-36-1	TT観光自動車営業所	愛知県犬山市大字犬山字甲塚46-1	輸送施設の使用停止(210日車)及び文書警告	道路運送法第20条	令和6年11月11日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(3)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)点呼の状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項)、(7)アルコール検査状況の写真記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第7項)、(8)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(10)一般講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)、(11)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(道路運送法第94条第1項)	36	21
2	20250605	有限会社フロンティア (法人番号 7200002014814) 代表 者馬躍	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内4丁目123番地	本社営業所	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内4丁目123番地	事業停止(30日間)	道路運送法第20条	令和6年11月15日及び令和6年12月3日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送違反(道路運送法第20条)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項)、(4)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)、(5)運行指示書の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)	76	76